

ダムマイスター Q&A

(最終修正：平成30年3月8日)

Q. どうすればダムマイスターになれるのですか。

A. ダムマイスターになりたいときには、まず、協会に申請をして頂きます。所定の申請書を提出して頂くこととなりますが、その具体のやり方は、協会に、電話かメールでお問い合わせ下さい。

申請があった場合、協会では、それを審査し、適当であると認めるときには、ダムマイスターに任命することになります。

Q. どんな人がダムマイスターになれるのですか。

A. ダムマイスターは、「広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知って頂くために、それを支援する役割を持つ」ものです。従って、この趣旨に合致する限り、どなたでもなれる可能性があります。

たとえば、

- ・いわゆるダム好き・ダムマニア
- ・ダム技術者OB
- ・一般向けダム関連書籍の著者
- ・ダムに関連する研究者

などが想定されますが、類型的に特に限定せず、広くいろいろな方になって頂くことがいいのではないかと考えています。

なお、原則として成人を想定しています。

Q. 平成30年4月の第5期の開始に向けて、平成30年3月に制度要綱の一部改正が行われたということですが、それまでとどのように違うのですか。

A. 基本的にこれまでと変わっておりません。ただし、ダムマイスターの活動が一般の方にも広く認識されるようになっており、その声価を落とすことのないよう、「その名称にふさわしい行動に努め」ることと、万が一「任期中、適当でないと認められる事情が生じた場合は、その任命を解く」ことがある旨を明記したものです。

Q. 専門家・一般の区分は、どのようなものですか。

A. 第4期を迎えるに当たり、ダムの専門家も一般の方も両方含まれているのに名称上それが明確でないのは不都合ではないかという意見を踏まえ、性格が明確となるようダムマイスターに「専門家」「一般」の2区分を設けました。

「専門家」とは、ダムの専門家という意味です。ダムに関連する専門分野は多岐にわたりますので、ここで言う専門家も工学分野に限定することなく、広くダムの建設・管理に関係する諸分野を含めて考えています。一般に、ダムの建設・管理を経験したことがある方や現に経験中の方は、職種に限らず「専門家」に該当する可能性が高いものと考えられますので、ダムマイスターの申請をする際には区分「専門家」として申請することが想定されます。

なお、このような考え方に当てはまらないダムの「専門家」もいるかも知れませんが、そのようなケースについては具体的に申請があった際に判断することになります。

「一般」とは、「専門家」に該当しない場合です。通常のダム好き、ダムマニアなどは「一般」に該当するものと考えられます。「一般」のダムマイスターについては、「過去3年程度」の活動実績を評価しています。

Q. 審査の基準を教えてください。

A. ダムマイスターの趣旨から見て適当かどうかの観点から判断することになります。

その際に、ダムについての知識経験なども考慮されますが、重視するのはこれまでの活動実績です。申請書には、「活動実績」の欄がありますが、その記載内容を検討することになります。

活動実績の「活動」とは、ダムマイスターの趣旨に適合した活動、すなわち、「広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知ってもらうために、それを支援する」ような活動です。このような趣旨の活動であれば、広く考えて頂いていいと思います。

ダムマイスターの任期は、2年ごとの期間区分方式となっております。第5期は、任命の日から2020年3月末までとなります。

- ・ダムを訪問し、ホームページやブログにその情報や写真を掲載
- ・一般向けのシンポジウム、講演会、トークショーなどに出演

- ・展示会、イベントなどを企画・実施・参加
- ・「月刊ダム日本」などの雑誌に投稿・執筆
- ・「ダム便覧」などのホームページに投稿・執筆・写真提供
- ・ダム関連の写真コンテストに応募
- ・書籍、DVDなどの出版
- ・テレビ、新聞などに出演、掲載

Q. 申請書の「自己PR」と「ダムマイスターとして今後行っていきたいこと」には、どのようなことを書けばいいのですか。

A. 「自己PR」には、ご自分の活動の中心や得意分野、活動地域などを簡潔にお書きください。管理所などにご紹介する際などに使わせていただきます。

「ダムマイスターとして今後行っていきたいこと」には、その項目名通り、ダムマイスターとなった後に、「広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知って頂くために、それを支援する活動」として、何をしていきたいかお書きください。

Q. 私はダムについて知識経験が豊富なので、ダムマイスターになれると考えていいのでしょうか。

A. ダムに関する知識経験は審査の際に考慮されないわけではありませんが、そのみではダムマイスターになれません。「活動実績」が必要です。「活動実績」とは何かについては、「審査の基準を教えてください。」の答を参照して下さい。

ダムの専門家とか、ダム関係の仕事を長くやってこられた方は、知識経験は十分と考えられますので、相応の「活動実績」があれば申請してダムマイスターになれるものと思われま

Q. 私はダムが好きで、たくさんのダムを巡って楽しんでます。ダムの勉強もして、ダムのことをよく知っています。だからダムマイスターになれるか。

A. たくさんのダムを見たとかダムについてよく知っているとか、そういった

ことも審査の際に考慮されないわけではありませんが、それのみではダムマイスターになれません。「活動実績」が必要です。「活動実績」とは何かについては、「審査の基準を教えてください。」の答を参照して下さい。

このような方は、今後活動実績を積み重ねて頂ければ、申請してダムマイスターになりうるものと思われま

Q. 申請はいつでも受け付けるのですか。

A. ダムマイスターの申請は、常時受け付けます。任命については、事務の複雑さを避ける意味もあり、ある程度の期間をおいてやりたいと思っておりますので、申請後多少お待たせすることもあるかもしれませんが、ご容赦頂きたいと思

Q. 人数はどれくらいが適当だと考えているのですか。

A. あらかじめ人数を想定しているものではありません。当然、適当な方が多数申請すれば多くなり、そうでなければ少なくなるというになります。

Q. 任期はいつまでですか。

A. 2年ごとの期間区分方式となっております。今回の5期でしたら、任命の日から2020年3月31日までとなります。

Q. 任期が切れた時に、その後も継続してやることが可能ですか。

A. 任期切れ前に、再度申請をして頂くことによって、審査に通れば、再度任命されることになり、継続してダムマイスターであり続けることが可能です。

Q. ダムマイスターになったら、何をすればいいのですか。

A. それぞれの得意分野に応じて、できる範囲で結構ですが、趣旨に適合した活動を行って頂きたいと思

たとえば、ダムの写真を撮ってホームページに掲載する、あるいは協会に提

供する、ダム日本に寄稿する、ダム関係イベントに参加する、講演・シンポジウムの類に参加するなど、様々な活動が期待されます。「趣旨に適合した活動」としてどのようなものが想定されるかについては、「審査の基準を教えてください。」の答えを参考にして下さい。

ダムマイスターの活動は、義務的なものではなく、ダムマイスターの興味、経験などに応じてできる範囲で実行して頂くことで足りります。協会が、ダムマイスターに何かをして頂きたいとお願いすることもあるかもしれませんが、それに応じるか否かはダムマイスターの自由です。協会が要請する際には、ダムマイスターに過重な負担を強いることのないよう十分配慮することにしていきます。

なお、活動実績については、おそらく年に1回程度の頻度になると思われると思いますが、協会に報告して頂くこととなります。

Q. 経費は負担してくれるのですか。

A. ダムマイスターは、基本的にボランティアで、金銭的な面も含めて自らの責任で活動するのが原則ですが、特別な経費がかかる場合については検討の余地がありますので、ケースバイケースで考えたいと思います。

なお、たとえば「ダム日本」に寄稿すれば所定の原稿料があり、講演・シンポジウムの類に参加すれば所定の謝金があるなどといったことは、通常と変わりはなく、当然ですが、ダムマイスターだからという理由で金銭的に不利に扱うようなことはありません。

Q. ダムマイスターの活動の一環として、ダムに行って写真を撮ったら、その写真の著作権は協会に帰属するのですか。

A. ダムマイスターが活動の一環として撮った写真の著作権は、ダムマイスター本人に帰属します。

Q. 協会はダムマイスターを支援することになっていますが、何をしてくれるのですか。

A. 基本スタンスとしては、ダムマイスターからの要請があれば、できる限りその要請に応えるべく努力し、できるだけ幅広く支援をしていきたいと思いま

す。

たとえば、協会が保有する書籍、資料については原則として閲覧可能ですし、協会発行の「月刊ダム日本」を毎号無料で差し上げます。ダムマイスターが特定のダムを見学したいときに見学が可能となるよう仲介するようなことも考えられます。さらに、ダムマイスター向けの見学会の実施も考えています。

いずれにしても、協会に何かやってほしいことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

Q. ダムマイスター相互の情報交換が大事だと思いますが、どんなことを予定していますか。

A. どんな活動を行ったか、その際の問題点は何だったかなど様々な点について、ダムマイスター相互で情報を交換することは重要です。今後、状況を見ながら幅広く検討していこうと思います。

たとえば、活動状況をとりまとめて送付するとか、報告会を開催するとか、様々なことが考えられますが、ダムマイスターのご意見や意向も十分参考にしたいと思っています。

Q. 証明書を発行することになっていますが、どんなものですか。

A. ダムマイスターであることを証明するもので、持ち歩きに便利なように、通常の身分証明書のような形態のもので、第4期からはダムマイスターの区分制が導入されましたので、証明書上区分が明示されます。

Q. ハンドルネームでもいいのでしょうか。

A. 申請は本名で行って頂きます。任命、証明書、ネット上での公開については次の通りです。

(任命)

本名 (希望によりハンドルネームの付記も可能)

(証明書)

本名 (希望により、ハンドルネームの付記、または本名に代えてハンドルネームのみも可能)

(ネット上での公開)

本名 (希望により、ハンドルネームの付記、または本名に代えてハンドルネームのみも可能)

なお、ハンドルネームの名刺にダムマイスターである旨を記載するようなことも差し支えありません。